

- ・ 手数料の算出方法

- 情報公開に係る法人文書の開示請求手数料及び開示実施手数料

手数料の額は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令」により当該独立行政法人等が定めることとされていますが、本学園では、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」及び「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」と同じ条件で設定しています。

- 保有個人情報に係る開示請求手数料

手数料の額は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」により当該独立行政法人等が定めることとされていますが、本学園では、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」と同じ条件で設定しています。